

令和8年7月2日

ガス小売事業を営もうとする者の登録について

沖縄総合事務局長から、株式会社友栄（法人番号：2360001018350）によるガス小売事業を営もうとする者の登録申請に関する、ガス事業法第177条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、ガス小売事業を営もうとする者について、登録をすることに異存はありませんので、別紙のとおり沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

府経政策第 8 0 号
令和 8 年 7 月 2 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス小売事業を営もうとする者の登録について（回答）

令和 8 年 6 月 3 0 日付け府経エ燃第 2 5 3 号により、貴職から当委員会に意見を求められた、別添のガス小売事業を営もうとする者について、登録することに異存はありません。

ただし、貴職におかれましては、別添のガス小売事業を営もうとする者の登録に当たっては、以下の条件を付すようお願いいたします。また、下記の条件により貴職に報告があった場合には、当委員会に報告していただくようお願いいたします。

記

申請書に添付された書類に記載された内容のうち、小売供給に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者の有無、小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法その他の事項について、今後、重要な変更が生じた場合には、遅滞なく貴職へ報告すること。

(別 添)

(ガス小売事業を営もうとする者)

・株式会社友栄 (法人番号：2360001018350)